

令和5年6月4日（日）薬局業務研修会（Web開催） 質問

Q：調剤済みを服薬指導完了後とする際に、処方箋の原本を薬局がお預かりすれば、処方箋発行日から4日を超えても問題ないのでしょうか？

A：「処方箋の使用期間（通常、交付日を含めて4日間）」は薬局へ処方箋原本が持ち込まれるまで（調剤の依頼と応需）の期間と認識しております。医薬品が揃わないなど調剤完了までに時間を要する場合は「調剤期間中」と考え、全ての薬剤交付（及び服薬指導完了）後は「調剤済」と考えます。

Q：セカンド電子証明書顔認証の無い携帯しかない場合はどうすればいいのでしょうか。

A：生体認証付きの端末が必要になりますので、当該端末がご準備できた時点でご登録ください。それまではカードによる電子署名をご使用ください。セカンド電子証明書のための先行発行の方への薬剤師資格証（カード）の追発行も始まっております。

Q：HPKIカードを早期に受け取りましたが、セカンド証明の登録をしていませんでした。すでに期限が切れてしまっています。どうすればいいのでしょうか？

A：日本薬剤師会認証局へお問合せをお願いいたします。氏名、フリガナ、生年月日、薬剤師名簿登録番号をご記入の上、hpki☆nichiyaku.or.jp（☆を半角の@に変える）へ送信ください。（日本薬剤師会認証局ホームページより）

Q：本日盛り沢山の内容で充実した勉強会でした。まだ、HPKIを作成していません。いつごろまでに作成すればよろしいのでしょうか。

A：電子処方箋は令和5年1月より施行されています。なるべくお早めにお申し込みをお願いいたします。

Q：京都で始まるCKDシールの運用では、腎臓専門医でなくても一般的な開業医でも使用される予定でしょうか。

A：チェックCKD事業は京都腎臓医会を中心に運用開始いたしますが、チェックCKDシールの貼付医師は腎臓専門医と限定しておりません。医師であれば貼付は可能です。

Q：リフィル処方箋の原本に関して患者様の了解のもと薬局にて預かりできることが可能となった記事を見ましたがいかがでしょうか？

A：リフィル処方箋の預かりに関する明文化した通知は特にありません。しかしながら、内閣府の規制改革会議 WG（2022 年 10 月 20 日）の質問に対し「患者またはその家族等の意向を確認し、薬局側で処方箋原本を保管しておき、同じ薬局で 2 回目以降も調剤およびオンライン服薬指導を行うことは可能」と回答があり、本回答を踏まえ、処方箋のお預かりについては薬局と患者の合議のもとにご判断をお願いいたします。

Q：リフィル処方箋の2回目を受けるタイミングに薬局から連絡をしても良いものでしょうか。

A：リフィル処方箋は、次回調剤予定日を含まない前後 7 日間のあいだに調剤を行うことが可能です。調剤した薬剤の服薬を終える前に次回の調剤を受けられるようご対応をお願いいたします。

厚生労働省通知より

- 保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋の交付を受けた患者に対して、継続的な薬学的管理指導のため、同一の保険薬局で調剤を受けるべきであることを説明する。
- 保険薬局の保険薬剤師は、患者の次回の調剤を受ける予定を確認する。次回の来局の希望があるにもかかわらず予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により患者の状況を確認する。

Q：リフィル処方箋について：講演中回答は示されなかったと思いますが、21 日間で服後 7 日間休薬の低用量ピル 21 日分処方の場合、次回予定日は 28 日後で良いのでしょうか。

A：通常、休薬期間も含めての投薬期間と考えられますが、処方箋より、医師が意図する投薬期間が明確でない場合は、疑義照会により確認する必要があると考えられます。

Q：リフィルの処方箋で、不要薬があった場合疑義照会にて削除（残薬調整含む）してよいか知りたかった。

A：薬剤師の判断により疑義照会にて対応可能です。（残薬調整を行っても次回の調剤予定日に変更は生じません。）

Q：リフィル1回目2回目を調剤した薬局名と薬剤師名を記載する際に、住所や連絡先の記載は不要か？

A：厚生労働省通知より、リフィル処方箋による 1 回目又は 2 回目（総使用回数 3

回の場合)の調剤を行う場合、リフィル処方箋に調剤日及び次回調剤予定日を所定の欄に記載するとともに、調剤を実施した保険薬局の名称及び保険薬剤師の氏名を余白又は裏面に記載の上、調剤録等を作成した後、リフィル処方箋を患者に返却することとされています。よって、記載事項として住所や連絡先は含まれていません。

Q：リフィル処方箋で2回目、3回目に薬学的判断から調剤を行わず受診勧奨した場合、処方箋原本の取扱いはどのようになりますか。

Q：受診勧奨した場合、処方箋は薬局で保管することで良いのでしょうか。もし患者にお返しした場合、別の薬局に持ち込まれる場合があると思います。

Q：2回目以降のリフィル処方箋を受け、調剤が不相当と判断し受診勧奨をした場合、その処方箋は患者さんにお返しするのでしょうか？お返しすると、別の薬局に行かれ、調剤可能となってしまう可能性があると思うのですが、どう対応すれば良いのでしょうか。

A：(まとめて回答)

処方医へ受診勧奨を行った旨を報告、処方箋の備考欄等に受診勧奨を行った旨を記載し、リフィル処方箋の取扱いを確認してください。処方箋を患者に返却する場合は、写しを保管します。

厚生労働省通知より

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋により調剤を行うに当たって、患者の服薬状況等の確認を行い、リフィル処方箋により調剤を行うことが不適切と判断した場合には、調剤を行わず、受診勧奨を行うとともに、処方医に情報提供を行う。また、リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供を行う。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

Q：リフィル処方箋で調剤した1回目の情報も報告するのですか？

A：状況に応じて情報提供が必要と判断した場合は患者了解のもとに行うことも考えられます。

Q：リフィル処方箋について。患者さんによる偽装にチェックがかかる体制はあるのか？

A：通常の処方箋と同様です。疑義が生じた場合は薬剤師法第24条に則り調剤前に照会を行ってください。

Q：単純な質問です…患者様にとっては、マイナンバーカードを健康保険証代わりに使用するのと、従来の健康保険証を使用するのでは、薬局が加算を算定することによって負担金が高くなりますか？この点の整理がイマイチなので教えてください…

A：医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定要件とおりです。令和5年4月から12月末までは特例対応によりマイナ保険証による薬剤情報取得ができない場合は6ヶ月に一度4点の算定が可能です。一部負担割合が3割の方は10円程負担が増えます。